

宮城県において同県内の水揚業者や水産物加工業者を取引先として運送業を営む申立会社の営業損害について、申立会社の売上減少が風評被害の継続による取引先の売上減少によるものであるとして、原発事故による影響割合を、平成27年4月分から平成28年3月分まで2割、同年4月分から平成29年3月分まで1割として逸失利益が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

- ア 逸失利益
- イ 本件和解仲介に関する弁護士費用

(2) 期間

アについて

自 平成27年4月1日 至 平成29年3月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、下記のとおり、合計金199万1052円の支払義務があることを認める。

記

- ア 営業損害（逸失利益） 金193万3060円
- イ 本件和解仲介に関する弁護士費用 金5万7992円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年1月5日

（仲介委員 板垣眞一）